恵珠苑 指定居宅介護支援事業所

運 営 規 程

社会福祉法人 優 輝 会

(事業の目的)

第1条

社会福祉法人優輝会が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)は、要介護者からの依頼を受けて、日常生活を営むために必要な居宅サービスを適切に利用できるよう、指定居宅サービス等の種類や内容等の計画を作成するとともに、計画に基づいたサービスが確保されるよう指定居宅サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条

- 1. 事業は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限り、その居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようサービスの提供を行う。
- 2. 事業は、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3. 指定居宅介護支援の提供にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行う。
- 4. 事業の運営にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援 事業者、指定介護予防支援事業者及び介護保険施設等との連携に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 恵珠苑 指定居宅介護支援事業所
 - (2) 所在地 長崎市田上2丁目15番12号(特別養護老人ホーム恵珠苑1階)

(従業者の職種、員数及び職務内容)

- **第4条** 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名
 - (常勤但し、業務に支障がないため介護支援専門員との兼務とする)
 - 管理者の職務は、事業所の介護支援専門員その他の従業者の管理、事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握及びその他の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に事業の運営に必要な指揮命令を行う
 - (2) 介護支援専門員 5名以上(管理者兼務1名)
 - ただし、員数の標準は、利用者の数が35人又はその端数を増すごとに1人とする(常 勤換算による)。

介護支援専門員は、要介護者からの依頼に応じ、その利用者の心身の状況並びにその 置かれている環境等に応じて、利用者が選択できるよう指定居宅サービスの種類、内 容等の計画を作成するとともに、そのサービスが確実に提供されるよう指定居宅サー ビス事業者及び介護保険施設等との連絡調整を行う。

(3) 事務員1名

電話応対や来客対応などの窓口業務や介護報酬請求業務。 その他、労務管理や備品購入・修繕などの管理業務や調整を行う。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。
 - (1)営業 日 毎週月曜日から土曜日までとする。 ただし、12月30日から翌年1月3日までを除く。
 - (2)営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
 - (3)その他 利用者等からの電話による相談については、24時間常時連絡が可能な体制をとることとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額)

第6条

- 1. 利用者からの相談又は依頼の内容把握等にあたっては、事業所の相談室及び利用者の居宅とする。
- 2. 介護支援専門員は、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等担当者 会議の開催及び照会等により計画の内容について、担当者の専門的見地からの意見を求 める。
- 3. 居宅介護支援事業の内容は、次のとおりとする。
 - (1) 在宅で生活している要介護者等が、日常生活を営むために必要な保健医療サービス 又は福祉サービスを適切に利用できるよう、要介護者等からの依頼を受けて、利用する 指定居宅サービス等の種類や内容等を定めた「居宅サービス計画」を作成する。
 - (2) 介護サービス計画に基づき、指定居宅サービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者やその他の者との連絡調整等の便宜の提供を行う。
 - (3) 「居宅サービス計画」作成後においても利用者及びその家族、指定居宅サービス事業者等との連絡・訪問等を継続的に実施することにより、計画の実施状況の把握及び利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて計画の変更並びに指定居宅サービス事業者との連絡調整その他の便宜の提供を行う。
 - (4) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと認める場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の便宜の提供を行う。
 - (5) 介護保険施設から退院又は退所しようとする利用者及びその家族から依頼があった場合には、居宅における生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ、居宅サービス計画の作成等の援助を行う。
 - (6) 指定居宅介護支援に係る利用料は、厚生労働大臣が定める介護報酬の告示上の額と同額の利用料とする。又、通常の実施地域以外の居宅を訪問して指定居宅介護支援を行う場合には、それに要した交通費の実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合においてもそれに要した交通費の実費を徴収する。 また、その他の費用の徴収が必要となった場合については、その都度利用者等と協議 し、同意を得たものに限り徴収する。 4. 前項第6号の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をしたうえで、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第7条

介護支援専門員等は、利用者を訪問中に利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条

通常の事業の実施地域は、長崎市(旧伊王島町・旧高島町・旧野母崎町・旧外海町・旧琴 海町を除く)とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条

- 1. 事業者は虐待の防止を重視し、安全な環境を提供する。
- 2. 虐待防止検討委員会を設立し、おおむね半年に1回以上の会議と報告プロセスを確立する。
- 3. 虐待の種類と徴候についての指針を策定し、従業者に普及させる。
- 4. 従業者に対する虐待防止のための研修プログラムを設ける。
- 5. 匿名報告の仕組みを提供し、報告者を保護するための措置を明示する。
- 6. 虐待報告の進捗状況を関係者に通知し、適切な対応を取る。

(その他運営に関する重要事項)

第10条

- 1. 事業所は、介護支援専門員の資質向上を図るための研修の機会を確保するとともに、業務体制を整備する。
- 2. 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用 契約の内容とする。
- 4. この規程に定める事項の外、事業の運営に関する重要事項は、社会福祉法人優輝会と事業所の管理者との協議に基づいて別に規定するものとする。

```
附則
    この規程は、平成11年 9月 1日から施行する。
平成15年
        4月
            1日 一部改正(従業者の員数)
平成16年
        4月
             1日 一部改正(従業者の員数)
平成17年
            4日 一部改正(事業実施地域)
        1月
平成17年 4月
               一部改正(従業者の員数)
            1 目
平成18年
        4月
            1 日
               一部改正(在宅介護支援センター→
                  地域包括支援センター従業者の員数、通常の事業の実施地域)
平成19年
        4月
             1 目
               一部改正(従業者の員数他)
平成19年 10月
               一部改正(従業者の員数)
             1 目
平成19年 10月
           15目
               一部改正(従業者の員数)
平成20年
               一部改正(従業者の員数・兼務)
        8月
             1 日
平成21年
        4月
             1 日
               一部改正(従業者の常勤・非常勤の別)
平成22年
        4月
             1 目
               一部改正(従業者の員数)
               一部改正(従業者の員数)
平成24年
        4月
             1 目
平成24年
       9月
            1 日
               一部改正(従業者の員数)
平成24年 12月
               一部改正(従業者の員数)
             1 目
平成25年
        2月
               一部改正(従業者の員数)
             1 目
平成25年
               一部改正(従業者の員数)
        4月
             1 目
平成25年
       7月
           16日
               一部改正 (従業者の員数)
平成25年
               一部改正(従業者の員数)
        9月
            1 目
平成25年 11月
               一部改正(従業者の員数)
            1 日
平成26年
        4月
               一部改正(従業者の員数)
            1 日
平成26年
        4月
           22目
               一部改正(従業者の員数)
平成27年
        1月
            1 日
               一部改正(従業者の員数)
平成27年
        3月
               一部改正(従業者の員数)
             9 目
平成27年 10月
            1日 一部改正(従業者の員数)
平成29年
               一部改正(従業者の員数)
        3月
             1 目
平成29年
        4月
               一部改正(従業者の員数)
             1 目
平成29年
        8月
           10日
               一部改正(従業者の員数)
平成30年
               一部改正(従業者の員数)
        1月
           18日
               一部改正 (従業者の員数)
平成30年
        6月
            1 日
平成30年
               一部改正(通常の事業の実施地域)
      11月
            1 日
令和 元年
       11月
               一部改正(従業者の員数)
             1 日
               一部改正(従業者の員数)
令和 2年
       3月
            1 日
               一部改正(従業者の員数)
令和 3年
      10月
            1 日
令和 4年
        2月
               一部改正(従業者の員数)
             1 目
               一部改正(従業者の員数)
令和 5年
       7月
            1 日
令和 5年 10月
               一部改正 (従業者の員数)
            1 日
令和
   6年
        4月
            1 目
               一部改正(虐待防止のための措置に関する事項)第9条
```